

富山県健康増進計画（第3次）（案）に対する意見の概要と
県の考え方について

＜パブリックコメントの概要＞

- （1）募集期間：令和6年1月23日（火）～2月13日（火）
- （2）提出件数：7件
- （3）提出者数：3名

	分野	意見の概要	県の考え方
1	全般	「身近なデジタル機器（スマホ・アプリ等）を用いて健康増進を推進する」と記載してはどうか。	デジタル機器の活用は、特に運動習慣などの生活習慣を改善するうえで効果的であり、「身体活動・運動」の分野で「スマートフォンアプリやウェアラブル端末を活用した運動習慣の定着」（P29）を記載しています。
2	全般	今後「施策」へ移行する際には、若手職員の好奇心・語彙力が発揮されワクワクする計画になることを期待したい。	計画に基づき施策の立案や事業の展開にあたっては若手職員のアイデアも活かし、県民の健康増進を推進します。
3	たばこ・アルコール	P34「大学と連携し、入学時のオリエンテーション等の機会を通じた飲酒に伴うリスクについて呼びかけ」について、飲酒だけでなく喫煙のリスクも呼びかけるべき。	ご指摘の通り飲酒のほか喫煙（たばこ）のリスクについても追記することとし、「喫煙や飲酒のリスク」に修正します。
4	たばこ・アルコール	P34「成人喫煙者、成人の生活習慣病のリスクを高める過度の飲酒者」の「成人」を「20歳以上の者」に変更すべき。	ご指摘の通り「20歳以上の者」に修正します。
5	たばこ・アルコール	P35の目標「成人の喫煙率の低下」「成人喫煙率」の「成人」を「20歳以上の者」に変更すべき。	（2022（令和4）年4月1日の民法改正施行（成年年齢の18歳への引き下げ）により、20歳未満の者の喫煙・飲酒は法律で禁止されています。）
6	たばこ・アルコール	喫煙者へのタバコの危険性の周知啓発や、喫煙治療への助成など、「タバコ病による早死にを無くすための取組み」をよりいっそう進めてほしい。	本計画では、第2編第1章「4 たばこ・アルコール」（P33～）、第2章「4 慢性閉塞性肺疾患（COPD）」（P49～）の項目を設け、喫煙が健康に与えるリスク（特に20歳未満の者）の普及啓発や禁煙支援等に関する取組みを記載しました。また、受動喫煙防止に関しては、第3章「2 自然に健康になれる環境づくりの推進」の項目で「受動喫煙のない環境づくり」を進めることとしています。
7	社会環境づくり	子どものいる場所や傍での喫煙をやめるルール作り、家族・職場・公共の場などの受動喫煙の防止など、「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めてほしい。	なお、現在策定中の「第4期富山県医療費適正化計画」や「富山県がん対策推進計画（第4期）」にもたばこ対策の取組みを盛り込み、医療の観点からも禁煙や受動喫煙防止の取組みを推進します。